

金融機関を通じた脱炭素化推進のための利子補給事業



【令和9年度要求額 360百万円（360百万円）】



中小企業等の排出量算定・削減に取り組む金融機関を支援し、中小企業等における脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

- ① 国内外でScope3を含む気候変動情報開示の基準策定が進む中、中小企業等を含むバリューチェーン全体における排出量算定・削減の取組が重要。そこで、企業と連携してバリューチェーンにおける排出量の算定・削減に取り組む金融機関にアプローチし、バリューチェーン全体の排出削減に向けた取組を促す。
- ② 地域における中小企業等の排出量算定及び脱炭素事業への投資拡大を促進するため、日頃から取引のある地域金融機関を通じた取組を促す。

2. 事業内容

- ① バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資について、金融機関及び中小企業等のESGに係る取組状況に応じて、**年利1.3%※を限度に利子補給を行う。**
※利子補給率は原則として1%としつつ、先進的な取組を行う金融機関及び中小企業等に対しては、取組に応じて最大0.3%を上乗せする。
- ② 排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、金融機関及び中小企業等のESGに係る取組状況に応じて、**年利1.5%※を限度に利子補給を行う。**
※利子補給率は原則として1%としつつ、先進的な取組を行う金融機関及び中小企業等に対しては、取組に応じて最大0.5%を上乗せする。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：金融機関
- 実施期間：令和6年度～

4. 事業イメージ

